

研究開発不正および補助金等の不正使用に関する通報規程

2022年1月19日制定、同年2月1日施行

第1条（目的）

本規程は、当社において、公的な補助金、助成金等（以下「補助金等」という）の支給対象である研究開発業務に関してデータや調査結果等の捏造、改ざん、盗用等の不正行為、補助金等の不正使用またはそれらと疑われる行為があった場合に、当社が速やかにその事実を認識できるように通報体制を定め、これにより研究開発内容や補助金等の使用の適正性を維持することを目的とする。

第2条（通報の対象事項）

本規程による通報の対象事項は次の①および②とする。

- ① 当社が行う研究業務または開発業務のうち補助金等の支給対象であるものに関してデータや調査結果等の捏造、改ざん、盗用等の不正行為が行われ、またはかかる不正行為があったと合理的に疑われること
- ② 当社が行う研究業務または開発業務のうち補助金等の支給対象であるものに関して補助金等の不正使用が行われ、またはかかる不正使用があったと合理的に疑われること

第3条（通報方法）

前条に該当する事項を認識した者は、これを次の要領に従い通報することができる。

なお、通報者は当社役職員に限られない。

（通報窓口） 弁護士法人栄光 栄光綜合法律事務所

（通報方法） 通報窓口が指定するメールアドレスに宛てて電子メールで送信する。

記載事項は次の各点とする。（ただし②は該当する場合のみ記載）

- ① 通報者の氏名、住所、電話番号、メールアドレス
- ② 上記①の各事項を当社に秘匿したい場合にはその旨
- ③ 通報の対象事項の内容（対象である研究開発業務、行為者、行為の日時および態様など）
- ④ 通報の対象事項があると通報者が考えるに至った根拠

第4条（記載事項を欠く通報の取扱い）

- 1 本規程による通報は、通報窓口に対して前条の記載事項を明示する顕名での通報のみとし、匿名での通報その他前条の記載事項を欠く通報は受理しない。

ただし、通報者は、氏名および連絡先（前条の記載事項①）を当社に秘匿したい旨を通報時に申し出ることができ、この場合、通報時にその旨を明記しなければならない（前条の記載事項②）。

- 2 前項但書の申出があった場合、通報窓口の担当者は、当社に通報者の氏名および連絡先を伝達せずに本規程に基づく対応を行うものとする。

なお、この場合であっても、通報後の調査等を通じて当社が通報者の氏名または連絡先を知ることがありえる。通報者はこの点を了解したうえで通報を行うものとする。

第5条（通報受理時の対応）

通報窓口の担当者は、第3条に従った通報を受理したときは遅滞なく、次の各対応を行う。

- ① 通報者への通知

通報窓口の担当者は、通報者に対し、通報を受理した旨を伝える。また、通報窓口の担当者は、通報者に対し、通報内容に関して不足事項の補充や証拠資料の提示を求めることができる。

② 当社への報告

通報窓口の担当者は、当社に対し、本規程に基づく通報があった旨と通報内容の概要を報告する。通報窓口の担当者は、かかる報告にあたり、通報後の調査等に関して自らの意見を述べることができる。

通報者が氏名および連絡先（第3条の記載事項①）を当社に秘匿したい旨を申し出て通報を行った場合、通報窓口の担当者は、通報者の氏名および連絡先を当社に伝達せずにかかる報告を行う。

第6条（調査、是正措置等）

通報窓口の担当者から前条②の報告を受けた場合、当社は、通報内容に関して必要な調査を行う。当社は、かかる調査により第2条記載の不正行為または不正使用にあたる事実を認定した場合、当該認定内容に応じて是正措置、社内処分等の措置を講じる。

第7条（公益通報者保護法との関係）

本規程に基づく通報が公益通報者保護法上の公益通報に該当する場合、当社、当社役員、通報窓口の担当者は、同法に従って通報に関する対応を行うものとする。

第8条（本規程の改廃）

本規程の改廃は取締役会決議により行うものとする。

以上